

平成 18 年 8 月 3 日

各位

東京都渋谷区渋谷 1 丁目 17 番 8 号
日本エンタープライズ株式会社
代表取締役社長 植田勝典
(コード番号 4829 ヘラクレス市場)
問合せ先:取締役管理本部長 田中勝
TEL: 03-5774-5730

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 8 月 3 日開催の取締役会において、平成 18 年 8 月 25 日開催予定の第 18 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

会社法（平成 17 年法律第 86 号）施行に伴い、以下の変更を行うものであります。

- ① 新株予約権の取扱い並びに株主及び新株予約権者の権利行使の手続を株式取扱規程に定めることとするため、現行定款第 8 条について所要の変更を行うものであります（変更案第 9 条）
- ② 株主総会の招集に際し、充実した情報開示を可能とするため、インターネットを利用した方法による株主総会参考書類等の開示を可能とするものであります。（変更案第 13 条）
- ③ 株主総会における議決権行使につき、代理人の人数を明確化するものであります。（変更案第 15 条）
- ④ 取締役会をより機動的・効率的に運営するため、いわゆる取締役会の書面決議（会社法第 370 条）を可能とするものであります。（変更案第 24 条）
- ⑤ 社外監査役として優秀な人材の招聘を容易にするため、社外監査役との間で責任限定契約の締結を可能とするものであります。（変更案第 37 条）なお、社外取締役との間には、第 15 回定時株主総会において定款変更を決議いただき、すでに責任限定契約を締結しております。
- ⑥ 会社法施行に伴い、当社定款に存在するものとみなされた事項である変更案第 16 条（取締役会の設置）、変更案第 28 条（監査役及び監査役会の設置）、変更案第 38 条（会計監査人の設置）、変更案第 7 条（株券の発行）等について、規定を新設するものであります。
- ⑦ その他、会社法施行に伴う用語の改定及び条文の移設・整理等を行うものであります。

2. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 18 年 8 月 25 日（金曜日）
定款変更の効力発生日	平成 18 年 8 月 25 日（金曜日）

3. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線を付した部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 当社は、日本エンタープライズ株式会社と称し、英文では、Nihon Enterprise Co., Ltd. と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(14) 条文省略 (本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。 (公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、電子公告により行う。<u>ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する。</u> (新設)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、1,478,000株とする。 (自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第2号の規程により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u> (新設)</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第7条 当社は株式及び株券につき名義書換代理人を置く。 2 <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u> 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>端株原簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券の交付、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、株券喪失登録及び端株の買取りその他株式及び端株に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第8条 当社の株券の種類並びに株式の名義書換、株券の交付、<u>実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、株券喪失登録、端株の買取りその他株式及び端株に関する請求、届出の手續きもしくは手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第9条 当社の定時株主総会において権利を行使すべき株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、<u>毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された株主とする。</u> 2 <u>前項及び本定款に定める他、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して基準日を定めることができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 (現行どおり) (1)～(14) (現行どおり) (本店の所在地)</p> <p>第3条 (現行どおり) (公告方法)</p> <p>第4条 当社の公告方法は、電子公告により行う。 2 <u>事故その他やむを得ない事由により、電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、1,478,000株とする。 (自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u> (株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。 (株主名簿管理人)</p> <p>第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u> 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当社の株主及び新株予約権者の権利行使、株式及び新株予約権に関する取扱い並びにこれらの手数料については、<u>法令又は定款に定めるもの他、取締役会において定める株式取扱規則によるものとする。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年5月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)又は登録株式質権者をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。 2 <u>前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集時期)</p> <p>第10条 当社の定時株主総会は、<u>毎決算期の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</u></p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第11条 株主総会は、<u>社長が招集し、議長となる。</u></p> <p style="text-align: center;">2 社長に事故あるときはあらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が<u>これに代わる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第12条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した<u>株主の議決権の過半数をもって決する。</u></p> <p style="text-align: center;">2 商法第343条に定める特別決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として、<u>その議決権を行使することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">2 前項の場合には、<u>株主又は代理人は代理権を証する書面を、株主総会毎に当社に提出しなければならない。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第14条 株主総会の議事録には、<u>議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u></p> <p style="text-align: center;">2 株主総会の議事録は、その原本を10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会 (新設)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第15条 当社の取締役は、7名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第16条 当社の取締役は、株主総会において<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">2 取締役の選任については、<u>累積投票によらない。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第17条 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 定時株主総会は、<u>毎年8月に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。</u></p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議によって、取締役社長が招集し、議長となる。</u></p> <p style="text-align: center;">2 取締役社長に欠員又は事故があるときは、<u>あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p style="text-align: center;">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類(当該連結計算書類に係る会計監査報告及び監査報告を含む)に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した<u>議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p style="text-align: center;">2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p style="text-align: center;">2 前項の場合には、<u>株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会毎に当社に提出しなければならない。</u></p> <p>(削除)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会 (取締役会の設置)</p> <p>第16条 <u>当社は取締役会を置く。</u></p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第17条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第18条 取締役は、<u>株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p style="text-align: center;">2 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p style="text-align: center;">3 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第18条 取締役会は、社長が招集し、議長となる。</p> <p>2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第19条 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長1名を選任し、必要に応じて、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第21条 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。</p> <p>(取締役会の決議)</p> <p>第22条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって決する。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第23条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録し、議長並びに出席取締役及び出席監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>2 取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の報酬及び退職慰労金)</p> <p>第24条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(社外取締役との間の責任限定契約)</p> <p>第25条 当会社は、社外取締役との間で、その取締役の商法第266条第1項第5号の行為に関する責任につき、同条第19項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結することができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 当会社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第23条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第25条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外取締役の責任免除)</p> <p>第27条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる社外取締役(社外取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第26条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第27条 当社の監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第28条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第29条 監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</p> <p>(監査役会)</p> <p>第30条 監査役会を招集するには各監査役に対し会日の3日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、会日の2日前に発することを妨げない。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p> <p>3 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第31条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役の報酬及び退職慰労金)</p> <p>第32条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、720万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役及び監査役会の設置)</p> <p>第28条 当社は監査役及び監査役会を置く。</p> <p>(員数)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第30条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第31条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了する時</u>までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第33条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、<u>会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第35条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、<u>監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、360万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設) (新設) (新設) (新設) (新設)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(営業年度及び決算期)</p> <p>第33条 当社の営業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までとし、各営業年度の末日を決算期とする。</p> <p>(利益配当)</p> <p>第34条 利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び毎決算期の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対して支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第35条 当社は、取締役会の決議により、毎年11月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、商法第293条ノ5に定める金銭の分配(以下「中間配当」という。)をなすことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第36条 利益配当金及び中間配当金が支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の設置)</p> <p>第38条 当社は、会計監査人を置く。</p> <p>(会計監査人の選任)</p> <p>第39条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(会計監査人の任期)</p> <p>第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第42条 当社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当等)</p> <p>第43条 当社は、株主総会の決議によって毎年5月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第44条 当社は、取締役会の決議により、毎年11月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法454条5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第45条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 未払いの期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。</p>

以 上